

# 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一四年三月二七日法律第三号(衆))

## 一、提案理由(平成一四年三月一九日・衆議院本会議)

鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の時限法として制定され、以後、九度にわたり期限延長のための改正が行われました。

今日までの五十年間にわたる特殊土壌地帯対策事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところでありますが、その現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えず、引き続き、これらの事業を推進していくことが必要であります。

こうした観点から、本年三月三十一日をもって期限切れとなる現行法の有効期限をさらに五年間延長しようとするものであります。

本案は、本十九日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、特殊土壌地帯対策事業について、事業評価を実施し、今後五年以内に本制度のあり方に検討を加え、抜本的な見直しを行うことを内容とする特殊土壌地帯対策に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

決議(平成一四年三月一九日)

### 特殊土壌地帯対策に関する件

特殊土壌地帯対策は、半世紀の長きにわたり、特殊土壌地帯における災害防除と農業振興等を目的として実施されてきたところである。しかしながら、対策を必要とする地域が存在し、また、新たに取り組むべき課題も生じていることから、慎重に検討の後、今般、本委員会は、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の有効期限を五年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壌地帯対策を実施するに当たっては、左記事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

### 記

- 一 特殊土壌地帯対策事業については、事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的かつ厳正に実施することにより、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ること。
- 二 今後五年以内に、特殊土壌地帯対策の在り方について検討を加え、事業内容を含め、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

右決議する。

## 二、参議院農林水産委員長報告（平成一四年三月二〇日）

常田享詳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に五年延長し、平成十九年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、二項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、報告を終わります。

### 附帯決議（平成一四年三月一九日）

特殊土壤地帯対策は、半世紀の長きにわたり、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興等を目的として実施されてきたところである。しかしながら、対策を必要とする地域が存在し、また、新たに取り組むべき課題も生じていることから、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の有効期限を五年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壤地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

- 一 特殊土壤地帯対策事業については、事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的かつ厳正に実施することにより、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ること。
- 二 今後五年以内に、特殊土壤地帯対策の在り方について検討を加え、事業内容を含め、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。